

**芦屋市障がい者（児）福祉計画第 7 次中期計画（原案）及び
芦屋市第 6 期障がい福祉計画・芦屋市第 2 期障がい児福祉計画（原案）に係る
市民意見募集の実施結果について**

1 意見募集を行った期間

令和 2 年 1 2 月 1 4 日（月）から令和 3 年 1 月 2 2 日（金）まで

2 上記期間内における内容の閲覧場所

市ホームページ，市役所（南館 1 階障がい福祉課，北館 1 階行政情報コーナー），ラポルテ市民サービスコーナー，市民センター（公民館図書室），図書館本館，保健福祉センター，市民活動センター（リードあしや），潮芦屋交流センター

3 内容に対する意見の提出方法

障がい福祉課に持参，郵送，ファクス，ホームページ上の意見募集専用フォーム，Eメール

4 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

別紙のとおり

5 公表

上記 4 の内容については，市ホームページにて公表予定

芦屋市障がい者(児)福祉計画第7次中期計画(原案)及び
芦屋市第6期障がい福祉計画・芦屋市第2期障がい児福祉計画(原案)への意見の要旨及び市の考え方一覧

1 募集期間: 令和2年12月14日(月)～令和3年1月22日(金)

提出件数: 3人 5件

2 意見及び市の考え方

取扱区分: A(意見を反映)0件, B(実施にあたり考慮)0件, C(原案に考慮済み)2件, D(説明・回答)3件 計5件

番号	計画名	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
1	中期計画	権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり	93	原案に賛成いたします。 提案 「ユニバーサルデザイン(UD)サポーター」養成研修講座を市民を対象に開催してほしい。 例えば、この度施行された「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」第8条1項にあるように、障がいの理解を深める為、障がいのある人も、ない人も、受講でき修了後は、「芦屋UDサポーター」として希望者にはボランティア登録をして、自分で出来る範囲で、UD啓発活動に協力して頂きたいと思います。	D	サポーター養成研修講座の開催については、現在のところ検討しておりませんが、第5次芦屋市総合計画におけるまちづくりの基本方針を構成する3つの視点である「暮らしやすさ」において、ユニバーサルデザインを取り入れることとしており、この視点に立って各事業に取り組んでまいります。
2	中期計画	共に学び共に地域で活動できる体制づくり	81	原案記載の「地域生活を支えるために必要な支援」〈ボランティア・地域支援〉障がい者サービス以外にも、少しの時間でも見守りをしてくれる、付き添いをしてくれるようなボランティアの方が地域にいれば、おお助かりです。	C	ボランティアの養成については、事業所インタビューの中でも意見として挙がっており、課題であると認識しております。現在、自立支援協議会専門部会において、障がい児者に関わるボランティアを増やすため、市民の皆さんにボランティア活動を身近に感じてもらう方策を、現在協議しております。本計画の基本理念の副題にもありますとおり、「お互いを思いやり支え合うまち」を目指して取り組んでまいります。

番号	計画名	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
3	中期計画	権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり	93	高齢でかつ車椅子のみが移動の手段となりました。わが夫は1月に入って、初めて「介護浴室」に入りました。自宅より50分の車移動で、神戸市「しあわせの村」に到着し、1時間半の貸し切りで利用。浴室には専用の車椅子があり、そのまま浴そうに入れます。貸タオルもあり、料金も65歳以上半額。芦屋にもぜひ設置してください。	D	「神戸市しあわせの村」につきましては、介護を必要とされる方が、ご家族や介護者と一緒にご入浴いただくことができ、お風呂用車椅子のまま入浴することが出来る介護浴室を設置されておられます。本市におきましては、申し訳ございませんが、これと同様の施設は介護施設を除いて現在のところございません。頂戴いたしましたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
4	障がい福祉計画・障がい児福祉計画	障がい福祉サービス等の見込量の設定	55・59	<p>計画の基本理念に「障がいのある人もない人も住み慣れた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち芦屋」と掲げていますが、現実には障がいのある人が、自ら望む芦屋で過ごすことができない状況です。</p> <p>実際に、今春、芦屋特別支援学校高等部卒業予定の重度の障がい者の18歳の私の娘は、芦屋市内で送迎付きの生活介護の事業所である「芦屋市立みどり地域生活支援センター」では、週に1日しか受入れしてもらえず、その日以外は市外の事業所に受入れしてもらおうか、そうでなければどこへも行かず自宅で一生を過ごすのかの、限られた選択を余儀なくされています。</p> <p>芦屋市内に居住しているのに、市内に毎日受け入れ可能な送迎があり、かつ、各人の障がいの度合いに対応した生活介護の事業所が無いこと自体おかしくないでしょうか。待機児童以上の問題だと思います。</p> <p>国の第6期障害福祉計画で「障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方」に、希望する障害者等への日中活動系サービスの保障というのがあります。しかし、これに対して芦屋市の計画には事業所不足解消に向けての施策が、全く取り入れられていません。</p> <p>もう時間がないので、送迎のある生活介護の必要な障害者の受入れができる施設を増やす具体的な施策を大至急お願いします。</p>	C	<p>障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定する際は、今回ご質問の中で触れられていますとおり、国の基本指針をもとに策定することになります。</p> <p>その基本指針では、「各市町村において事業を実施する事業所を最低1か所確保できるよう努める必要がある」とされており、本市においても生活介護事業所として芦屋市立みどり地域生活支援センターを設置しているところです。</p> <p>芦屋市立みどり地域生活支援センターは重度の障がいのある人に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援し、意欲の向上や生きがいを高めることで障がいのある人の福祉の増進を図ることを目的として設置されているところですが、市内にある重度障がいの方が利用する施設ということで、利用希望者が非常に多く、週に1日しか利用できない方もおられます。</p> <p>ただし、本市は兵庫県下でも人口密集地である阪神南圏域にあり、人口規模の大きな西宮市、尼崎市に民間事業者のサービス拠点が立地する傾向にありますので、障がい福祉サービスの利用については、阪神南圏域を中心に他市の事業所も含めて日中活動の場として利用していただいているところですので、芦屋市立みどり地域生活支援センター以外の事業所についても選択肢としてご検討いただきますようお願いいたします。</p>

番号	計画名	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
5	障がい福祉計画・障がい児福祉計画	障がい福祉サービス等の見込量の設定	69	自力で通所ができない利用者を家族が毎日送迎している現状があります。家族介護者への負担は重く、継続的に通所できるためにも家族介護者への支援を含めた移動支援事業の柔軟な利用拡大を求めます。	D	移動支援事業につきましては、その事業の目的を「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加を行う外出のための支援」としており、通所については、「通年かつ長期にわたる外出」のため、利用の対象とはしていません。 利用拡大については、片道のみ利用や帰着点を自宅に限らないなど、関係機関のご意見をお聞きしながら、検討しているところです。本事業の目的外となる範囲までの拡大は、現在のところ考えておりませんが、今後も、他市の動向を注視してまいります。